|  |
| --- |
| **第１４回公立大学法人宮城大学　理　事　会（平成２１年１１月臨時会）** |
| 開催日時 | 平成２１年１１月２７日（金）１６時３０分～１６時４２分 |
| 開催場所 | 大和キャンパス本部棟４階　応接会議室 |
| 出席者 | 馬渡理事長，白石副理事長（人事労務担当），保理理事（総務企画担当），金子理事（研究担当），大和田理事（財務担当）《理事７名中５名出席》 |
| 欠席者 | 武田理事（教育担当），池戸理事（特命事項担当） |
| 事務部 | 小林総務課長，中村学務課長，新妻財務課長，眞山総務学務課長，吉田総務GL |
| 議事概要 | **１　理事会議事録****（１）第１４回理事会議事録署名人について**今回理事会の議事録署名人として議長のほか，金子理事を指名し了承された。**２　議　　事****（１）公立大学法人宮城大学賃金規程の一部改正について　　　　　　議案1**宮城県において「職員の給与に関する条例」及び関係規則等の一部改正に準じた「公立大学法人宮城大学賃金規程」の一部改正について，小林総務課長から次のとおり説明があり，その改正について諮ったところ，異議なく原案のとおり承認された。（説明概要）* 別表第１から第３の各給料表について，平均改定率△0.2％で全部改正。
* 給料の調整額について，給料表の改正に伴い，教育職給料表４級に係る調整額が月額15,400円から15,300円へ改正。
* 地域手当について，月額支給率を3.5％から4％へ改正。
* 住居手当について，自己所有住宅に居住する世帯主である職員を対象とした住居手当（月額3,000円）の廃止。
* 期末・勤勉手当について，年間支給割合を4.45月分から4.15月分へ改正。ただし，再雇用職員については，年間支給割合を2.35月分から2.25月分へ改正。
* 給料の特例として平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間，給料月からの削減率について，5.5％から3.8％へ改正。
* 平成21年12月1日から施行する。ただし，地域手当（職員の平均時間給の算定に係る改正含む），住居手当については，平成22年4月1日施行。また，今年度の期末・勤勉手当は経過措置として，12月支給から0.3月分削減する。

**（２）地域振興事業部調査研究員等の賃金の特例等に関する規程の一部改正について****議案２**宮城県において「職員の給与に関する条例」及び関係規則等の一部改正に準じた「地域振興事業部調査研究員等の賃金の特例等に関する規程」の一部改正について，小林総務課長から次のとおり説明があり，その改正について諮ったところ，異議なく原案のとおり承認された。（説明概要）* 第2条第2項に係る給料月額について，平均改定率△0.2％で一部改正。
* 平成21年12月1日から施行する。

以上　　この議事録は，公立大学法人宮城大学第１４回理事会議事録である。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２１年１２月２５日　　　　　公立大学法人宮城大学理事会　　議　長　　馬　渡　尚　憲　　　　　　　　　　　　　　同　　　　　　　　理　事　　金　子　孝　一 |